

横浜市政記者・横浜ラジオ・テレビ記者 各位

都筑区における乳幼児健診アルバイトの雇用に係る書類の所在不明について

1 概要

都筑区こども家庭支援課で実施している乳幼児健診に従事するアルバイト（7名分）の雇用に係る書類（履歴書、口座番号が記載された書類、通勤届）が平成21年5月8日（金）現在で所在不明になっていますので記者発表します。

2 経過

4月13日（月）

雇用手続に関する文書決裁中に必要な書類が添付されていないことにこども家庭支援課長が気づき担当に伝えました。担当職員が係長に報告し、当課を含めた関係課の職員によびかけ決裁ルート（こども家庭支援課→福祉保健課→総務課）上の検索を開始しました。

併せて、他のアルバイト賃金の支払いに関する文書や各事業の年度切替の文書が大量に回議されており、他文書と混じっている可能性があるため、決裁が終了した他の文書の確認を続けていました。

5月8日（金）

引き続き検索を行っていますが書類の発見には至っていません。

係長が7名の方に本件の内容と経過を説明したうえでお詫びします。

3 所在不明になった個人情報（7名分）

氏名、生年月日、住所、学歴・職歴、免許・資格、通勤経路、口座番号

4 原因

複数の課を経由した文書決裁中に発生した所在不明事案です。回議中の文書の所在確認が徹底されていませんでした。横浜市では電子決裁に載せることができない文書について紙添付文書として電子文書と同時に回議しています。今回の所在不明案件では電子決裁より先に紙添付文書が回議されるなど、文書決裁の処理がスムーズに行われませんでした。

5 再発防止策

- (1) 個人情報を決裁等で課外へ持ち出す際には、封筒に入れ決裁ルートを明記することを改めて徹底します。
- (2) 個人情報を含む文書の回議にあたっては、文書の所在確認を徹底します。
- (3) 課の職員全員に対し、個人情報を日々取り扱う職場であることを改めて認識するよう徹底し、職場内で話し合いを行い、再発防止に努めます。